

Ⅲ 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

1. 教育

【現状と課題】

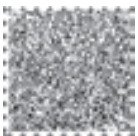
障害の重度・重複化、多様化により、個々の障害の状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制の充実と障害の特性に応じた専門性の高い教育が求められています。

また、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことができる環境をつくり、子どものころから共生社会の形成に向けた豊かな人間性を育て、多様性を尊重する心を育むことが重要です。

そのためには、特別支援学校や幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校の教員の専門的な指導力の向上を図る必要があります。

(1) 教育環境の整備

- 聴覚に障害のある幼児、児童、生徒、学生が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識や技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めます。
- 県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等やその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めます。
- 学校（県立学校を除く）の設置者に対し、意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めます。
- 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、誰もが使いやすい教育環境の整備を計画的に進めていくとともに、障害のある児童生徒等が入学するのに併せて必要なバリアフリー化の整備を推進していきます。
- スクールバスなど特別支援学校の児童生徒等の通学負担を軽減するとともに、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、教育環境の改善を図ります。



- 特別支援学校や幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、特別支援教育に係る研修等を通して、教職員の指導力の向上を図るとともに、医療や福祉、労働等の関係機関との連携を推進し、障害のある児童生徒等一人ひとりの教育の充実に努めます。
- 特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校の全教職員を対象に、発達障害等に関する研修を実施するとともに、特に、特別支援教育コーディネーターについては、専門性を向上するための研修を実施し、発達障害を含む障害のある児童生徒等一人ひとりに応じた指導方法や支援体制の確立に努めます。
- 特別支援学校において、児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに対応した、より質の高い教育の実現を目指すため、教員の特別支援学校免許状の保有率向上を図ります。
- 児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等に対応するため、発達障害者を含む障害のある児童生徒等に携わる教職員を大学や国の研究機関等に派遣し、より高度な専門性を有する教職員を育成します。
- 特別支援学校において、日常的にたんの吸引や経管栄養、導尿等を必要とする児童生徒の医療的ケアを行うために、必要な看護師を配置し、実施体制の充実に努めます。
- 通級による指導を受ける児童生徒数が増加しており、通級指導教室の担当教員の専門性の向上が必要であるため、市町教育委員会等のニーズに応じ適切に研修が実施できるよう取り組みます。
- 早期からの教育相談・支援体制の充実にについては、モデル事業を実施しその成果を市町教育委員会に情報提供してきました。また、障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育支援を行うため、専門家等を幼稚園・保育所等に派遣し、一人ひとりに応じた支援の内容と方法や、校内における支援体制づくりについて指導・助言を行う学校生活支援事業については、今後も引き続き取り組みます。



- 学習指導要領の改訂により、特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒については個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が義務化されました。これに伴い、特別支援教育室が主催する研修会、調査等を通して、その効果的な活用について周知を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- 県立学校においては、障害のある生徒に対する生活上の介助や学習活動上の支援を行うために、必要に応じて特別支援教育支援員の配置を行います。私立学校においては、特別な支援を要する生徒のため、教育活動の充実を図る学校法人に対して助成を行います。
- 公共図書館では、障害のあるなしにかかわらず、誰もがたのしく本に親しめるように読書環境の整備を促進します。
- 学校図書館においては、公共図書館との連携を図ることで、障害者の読書環境の整備を図ります。

(2) インクルーシブ教育システム（※18）への対応

- 就学相談・就学先決定について、早期からの教育相談の充実など、適切な教育支援のための体制整備に係る市町教育委員会への支援として、就学相談等の担当者会で必要な情報提供等を行います。
- 合理的配慮及び基礎的環境整備等について、引き続き市町教育委員会と連携し、理解の促進を図ります。
- 障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進することができるよう、幼稚園や小・中・義務教育学校・高等学校、特別支援学校の教員の専門性の向上を図り、連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれで特別支援教育の充実を図ります。

※18) インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。



- 特別支援学校の児童生徒等が、幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校や地域の人々と様々な活動を共にすることにより、幅広い社会性を養うとともに、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との相互理解を推進するなど、交流及び共同学習の充実に努めます。
- 特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、福祉・医療・労働等の関係機関と協力して、障害のある児童生徒等の発達段階に応じた個別の教育支援計画を作成し、就学前から高等学校卒業まで、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育を行います。
- 特別支援学校が、幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援を行うとともに、保護者等からの教育相談に応じることができるよう教職員の専門性を一層向上させ、地域の特別支援教育のセンター的役割を強化します。
- 障害のある児童生徒等の後期中等教育への就学を促進するため、入学試験において、個々の障害に応じた適切な配慮を行います。
- すべての幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、校内の支援体制の充実を図ります。また、校内委員会を設置し、特別支援学校と連携するなどしてその機能を強化し、発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- 障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが体験活動を通して自然な形で交流を深めていくことが重要であり、地域の大人と交流しながらすべての子どもが体験活動に取り組む「放課後子ども教室」を推進します。



(3) 障害者等の国際理解、国際交流の推進

- 特別支援学校等に、在住外国人、JICA（※19）派遣経験者などを講師として派遣し、佐賀県国際交流協会と協力して国際理解講座を開催するとともに、海外の学校との交流を支援します。

※19) JICA（独立行政法人国際協力機構）…日本の政府開発援助を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行う。



2. 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

県では、出前講座や県独自の啓発用ハンドブックやDVDの配布、県ホームページ、ラジオ、新聞を使って、障害者差別解消法の趣旨の普及啓発を行っています。その結果、県民意識調査では、障害者差別解消法を知っている人の割合は、平成27年度の30.2%が、平成29年度は38.5%と増加しました。

これは、内閣府が平成29年度に行った全国調査の21.9%を上回ってはいますが、まだまだ知らない人の割合が高く、さらなる広報・啓発に取り組む必要があります。

(1) 広報・啓発活動の推進

- 県ホームページや県民だより、パンフレット等により広報・啓発を行います。また、テレビ、ラジオ、新聞等パブリシティを活用し、障害の特性に応じた効果的な広報を行います。
- 企業、民間団体と連携し、効果的な広報活動を展開するとともに、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進します。
- 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。（再掲）
- 県の情報提供にあたり、障害の特性に応じたウェブサイト立ち上げに向けて、障害者や支援団体と検討するとともに、構築したウェブサイトの活用講座を実施するなど、実際の活用に向け検討します。（再掲）



(2) 障害及び障害者理解の促進

- 「佐賀県障害者月間」(障害者週間(12月3日～12月9日)を含む11月15日～12月14日の1ヶ月間)、「人権週間(12月4日～12月10日)」、「世界自閉症啓発デー(4月2日)」等を中心とした各種イベントへの県民、ボランティア団体、障害者団体、企業等の参加のもとに継続的な啓発活動を促進します。

- 県民に対して、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進し、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

- 障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、小中学校等の居住地校交流等により、障害に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

- 地域住民の障害者に対する理解を引き続き促進します。とりわけ、精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。
また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。

- 障害のある人とない人との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障害や障害者に対する理解を促進します。

- 障害者や障害者の支援者などが学校を訪問し、課外授業を実施します。今後、社会との関わりの中で障害者と接する機会が増える高校生や中学生に対して、障害(者)について考える機会をつくり、障害(者)に対する理解を促進します。

- 障害者施設の行事への地域住民の参加や、地域行事への施設入所者の参加などにより、障害者と地域住民との交流を促進します。



(3) ボランティア活動等の推進

- 県内のCSO活動の現状を踏まえ、地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づくりを進めるとともに、CSOと行政、CSOと企業等とが様々な形で協働できるように取り組むなど、県民の社会参加活動を推進します。



3. 差別解消及び権利擁護等の推進

【現状と課題】

平成30年9月県議会において、障害を理由とする差別の解消を推進する「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」、手話の普及と聴覚の障害に配慮した地域社会づくりを推進する「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」が制定されました。この2つの条例の制定が、県民みんなで、障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県としていくための新しいスタートとする必要があります。

障害者虐待防止に関しては、障害福祉サービス事業所の職員への研修会等を実施し、障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。さらに、介護者の一時休息（レスパイト）などの支援も充実していく必要があります。

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

- 障害者差別解消法に規定されている「職員対応要領」を策定し、県職員一人ひとりが適切に対応できるよう研修等を実施します。
- 法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備等に引き続き取り組みます。
- 障害者雇用促進法の規定に基づく雇用分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）により、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

(2) 権利擁護の推進

- 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、障害者の権利擁護を図ります。



- 障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、実施指導において体制の整備状況を確認します。また、市町担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、早期発見、障害者虐待認定と対応の在り方等についての理解を深めます。
- 行動障害者に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束や行動制限などの虐待をひきおこす可能性があることから、行動障害に対応できる事業所職員を養成するため、行動障害に特化した研修会を実施します。
また、このことにより、行動障害者の受入事業所等を増やし、介護者の一時休息（レスパイト）にもつなげます。（再掲）
- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- 障害者に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。
- 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制を整備します。

(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

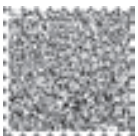
- 障害を理由とする差別に関する相談や相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効率的かつ円滑に行うため、学識経験者、当事者団体、支援団体、福祉、医療・保健、雇用、法曹、国の機関、地方公共団体などから構成される「佐賀県障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、情報共有及び意見交換を行うとともに関係機関の連携を強化します。



- 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害の状態などに考慮したサービスの提供を行います。
- 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮を徹底します。
- 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」に基づき、県民や地域コミュニティに対し、それぞれの立場でどのように取り組んでいけばいいのかを示します。
- 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。(再掲)

(4) 選挙等における配慮等

- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害の特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。
- 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分であっても、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。



(5) 司法手続等における配慮等

- 被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため、必要な取組を実施します。
- 知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行や心理・福祉関係者等の助言等の試行を継続するとともに、更なる検討を行います。
- 矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センター（※20）において、保護観察所等の関係機関と連携のもと、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。
- 弁護士等の連携のもと、罪を犯した障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図ります。

※20) 地域生活定着支援センター…矯正施設（刑務所、少年院）から退所した後、自立した生活を営むことが困難な障害者や高齢者などに対し、その社会復帰を支援し、再犯防止を図るため、保護観察所と協働して入所中から障害福祉サービスを利用できるよう支援等を行う施設

